

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

介護保険制度が始まって11年が経過した現在、介護の不安に応える社会システムとして介護保険制度が定着する一方で、サービス利用者の増加に伴い費用も急速に増大しています。

平成27年度にはいわゆる団塊の世代が65歳以上となり高齢化は一層進展することから、制度の持続性を維持しながら、高齢者の生活機能の低下の未然防止、また、維持向上させるために介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

第5期介護保険事業計画は、こうした状況を受け、南部町、伯耆町、日吉津村により構成される南部箕蚊屋広域連合において、地域の高齢者等がそれぞれの有する能力に応じ、可能な限り在宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業の円滑な実施を進めるために策定するものです。

2. 計画の課題

本計画の策定にあたっては、高齢化のピークを迎える平成27年度までに、高齢者等が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の構築をどのように図っていくかという課題があります。

また、高齢者単身・夫婦のみの世帯が増加し、家族や地域とのつながりが薄れ、孤立化や日常生活、介護に不安を抱く高齢者が多くなっていること、認知症高齢者の増加も予測されることから、これらの高齢者に対する生活支援についても取り組みが求められています。

本計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

このため、これまでの計画で設定した具体的な目標量に対する実績の評価分析を十分に行い、平成26年度末の目標達成に向けて継続的かつ着実に取り組んでいく必要があります。

3. 計画の法的根拠

本計画は、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画として、南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業に関する事項を定めるものです。

4. 計画の基本的な考え方

本計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するための計画、そして、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

このため、第3期に立てた基本目標の「**高齢者が、健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できるまち**」の実現を目指して継続的に取り組みます。

本計画の実施にあたっては、次の4点を基本方針として掲げ、この方針に沿った施策の推進を図ります。

(1) 個人の尊厳の保持

高齢者が介護を必要とする状態になっても、人としての尊厳を保って生活できるとともに、どのような状況にあっても意思が最大限に尊重されるようにすることが大切です。

介護を必要とする高齢者が、有する能力に応じた日常生活を営めるよう支援します。

(2) 介護予防の推進

健康で可能な限り地域で自立した生活を維持していくためには、要支援・要介護状態になることを予防していくことが重要です。

生活機能の低下が疑われる高齢者の早期把握と、状態に応じた介護予防サービスの提供を行い、介護予防を推進します。

(3) 地域包括ケア体制の構築

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくりが求められます。

構成町村が主体性をもって住民やボランティア、医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員会、自治会、老人クラブなどとのネットワークを構築し、地域包括ケア体制を強化していけるよう支援します。

また、ネットワークを利用して高齢者の安心と安全を確保することができるよう、関係機関との連携を図ります。

(4) 認知症支援策の充実

今後の高齢化にともない、認知症高齢者の増加も予測されます。構成町村と連携して認知症に対するケア体制を構築するとともに、地域における認知症への理解と啓発を進めるなど、認知症高齢者への支援を図ります。

5. 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。
計画の見直しについては、最終年度の平成26年度に行います。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期介護保険事業計画								
見直し			第5期介護保険事業計画					
			見直し			第6期介護保険事業計画		

6. 計画の策定体制及び進行管理

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握を行い計画に反映させるために、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、学識経験者、介護保険事業関係団体等の代表者、広域連合管内の住民代表で構成する南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会において検討を重ねました。

さらに、パブリックコメントを実施し、広く住民の皆さんの意見を取り入れるよう努めました。

(2) 進行管理

計画の進行管理については、南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会において、介護保険事業に関する意見を求めるなかで行います。

また、南部箕蚊屋広域連合会議（構成町村の町村長で組織）並びに南部箕蚊屋広域連合介護保険推進協議会（広域連合職員、構成町村の介護保険担当課職員などで組織）において、計画進行状況の点検・評価を行います。

7. 他計画との関係

介護保険事業計画は、高齢者福祉計画と一体のものとして作成され、医療計画、地域福祉計画、健康増進計画等の保健、医療、福祉の計画及び高齢者の居住に関する事項を定める計画との調和が保たれたものとするものとされています。

介護保険については保険者が本広域連合であることから、本広域連合において介護保険事業計画を策定し、構成町村においては、各町村の高齢者全般にわたる施策について、本計画との調和を図りながら高齢者福祉計画を策定します。

8. 計画の周知

介護保険制度が円滑に実施されるためには、住民の皆さんに制度を十分に理解してもらうことが重要となります。

本計画については、広域連合の広報紙、インターネットのホームページに概要を掲載するとともに、パンフレットの配布や住民説明会等を開催し周知を図ります。

地域包括ケアのイメージ

